



流山市耐震改修促進計画

平成 20 年 3 月

流山市

流山市耐震改修促進計画

目次

はじめに	――― 2
第 1 計画策定の趣旨	――― 3
第 2 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	――― 4
1 想定される地震の規模、被害の状況	
2 耐震化の現状	
3 耐震改修等の目標の設定	
4 公共建築物の耐震化の情報開示	
第 3 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	――― 9
1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針	
2 耐震診断等の促進を図るための支援策の概要	
3 重点的に耐震化すべき区域	
4 地震が発生時に通行を確保すべき道路	
5 重点的に耐震化すべき建築物	
6 地震時の建築物の安全対策に関する事項の概要	
7 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策	
8 耐震化の状況把握	
第 4 啓発及び知識の普及	――― 15
1 地震ハザードマップの作成・公表	
2 相談体制の整備・情報提供の充実	
3 パンフレットの配布、講習会の開催等	
4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導策	
5 家具の転倒防止策の推進	
6 自治会等との連携策・取組み支援策	
第 5 千葉県との連携	――― 20
1 耐震改修促進法による指導・助言、指示、公表等の実施	
2 建築基準法による勧告又は命令等の実施	
第 6 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	――― 22
1 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要	
2 その他	

はじめに

平成7年に発生した阪神・淡路大震災においては、多数の建築物に被害が生じ、多くの貴重な人命が失われました。約6,400人の死者の大半は、建築物の倒壊等による圧迫死や窒息死によるものでした。

このことにより、地震に対する建築物の安全性の向上を図ることの重要性が改めて認識されたところです。

「阪神・淡路大震災建築震災調査委員会中間報告（平成7年7月28日）」によりますと、阪神・淡路大震災における建築物の被害状況について、特に昭和56年以前に建築された現行の耐震基準を満たさない建築物の被害が顕著にみられ、一方、それ以後に建築された新しい建築物の被害程度は軽く、現行の耐震基準は概ね妥当なものであると考えられています。

これらのことから、現行の耐震基準を満たさない建築物の耐震性の向上を図ることにより、地震による建築物の被害を未然に防止し、地震に対する安全性を確保することが重要であるといえます。

千葉県においては、平成9年に「千葉県既存建築物耐震改修促進計画」を策定し、この実施計画となる「千葉県耐震改修促進実施計画」を平成12年に定めています。

さらに、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律が平成17年7月に公布、平成18年1月に施行されたことを受け、これに基づき、改めて千葉県耐震改修促進計画が平成19年3月に策定されました。

本計画は、これらの状況を踏まえ流山市地域防災計画等との整合を図りながら、本市における既存建築物の耐震診断及び耐震改修等の促進を図るための具体的な計画として定めたものです。



阪神・淡路大震災で倒壊したビル

第 1 計画策定の趣旨

流山市耐震改修促進計画は「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）第 5 条の規定に基づき策定するものです。

市は、本耐震改修促進計画に基づき千葉県及び関係機関と相互に連携を図りながら、耐震化を促進するための施策を推進し、市民に耐震診断及び耐震改修等の必要性に関する啓発及び知識の普及を積極的に行い、耐震化に関する意識の醸成及び建築物の安全性の向上を図り、地震による建築物の被害を最小限に留め、市民の安全を確保していくこととします。

耐震改修促進計画の策定は、耐震改修促進法第 4 条の規定により定められた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）に沿って、平成 27 年度を目標に市有建築物、住宅及び特定建築物等の耐震化を促進するための方針、耐震化率の設定、目標値を達成するための必要な施策等を定めるものです。

なお、本耐震改修促進計画において定めた耐震化率の目標値等については、一定期間ごとに検証を行うとともに、社会環境の変化等を踏まえ、所要の見直しを行うものとします。



新潟県中越地震で倒壊した建築物

第2 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震の規模、被害の状況（流山市地域防災計画による）

（1）想定される地震の規模等

- ・「首都直下地震対策専門調査会」で検討されている首都直下で発生する M7 クラスの地震のうち、地震発生の蓋然性がある程度高いとされているのは、以下の 8 地震である。

- ア 関東平野北西縁断層帯地震
- イ 立川断層帯地震
- ウ 伊勢原断層帯地震
- エ 神縄・国府津－松田断層帯地震
- オ 三浦半島断層群地震
- カ 東京湾北部地震
- キ 茨城県南部地震
- ク 多摩地震

- ・流山市地域防災計画（平成 19 年修正）では、本市に最も被害をもたらすことが予想される東京湾北部地震及び茨城県南部地震を参考に、震源の深さ及び地震規模も、同程度の想定地震をモデルとして採用しています。

（2）被害の状況

- ・地震災害は、気象条件や社会条件によって、被害が大きく変わるという特性を持つため、兵庫県南部地震が発生した状況と同等なケース（冬朝 5 時）、最悪に近い状況のケース（冬夕 18 時）、日中の平均的なケース（夏昼 12 時）の 3 ケースを想定する。
- ・震度は、6 強となる地域が一部で見受けられるものの震度 7 となる地域はなく、東京湾北部地震では震度 6 弱となり、茨城県南部地震では震度 5 強となる地域が多い。
- ・液状化については、本市は台地の部分が多いため発生する可能性が高い地域は少ないが、南部地域及び一部の北部地域で危険度が高くなります。

（3）被害の概要

事 項		東京湾北部地震	茨城県南部地震
木造建築物	全 壊	610 棟	331 棟
非木造建築物	全 壊	213 棟	137 棟

2 耐震化の現状

(1) 既存建築物棟数(表一1のとおり)

- ・流山市内の建築物総数は、平成19年1月時点で約45,200棟です。
- ・昭和56年以前の既存建築物は、約18,900棟で、このうち市有建築物は、147棟、民間建築物は約18,800棟です。構造別では、木造建築物が、約16,100棟、非木造建築物が約2,700棟です。

表一1 既存建築物棟数

区分	総数	うち昭和56年以前		
		木造	非木造	
市有建築物	254棟	147棟	15棟	132棟
民間建築物	44,941棟	18,758棟	16,122棟	2,636棟
合計	45,195棟	18,905棟	16,137棟	2,768棟

※対象市有建築物：2階以上又は200平方メートルを超える建築物

(2) 耐震化の現状(表一2のとおり)

(民間：平成19年1月現在、市有：平成19年3月現在)

ア 住宅・特定建築物の現状

(ア) 住宅

- ・平成19年1月における住宅棟数は、約36,800棟です。
- ・その内、昭和56年以前のものは、約15,700棟です。
- ・住宅全体の耐震化率は、約71.4パーセントです。

(イ) 特定建築物

- ・平成19年1月における特定建築物(※)の棟数は、市有建築物が71棟、民間建築物が225棟で、あわせて296棟です。
- ・その内、昭和56年以前のものは、市有建築物が44棟、民間建築物が49棟で、あわせて93棟です。
- ・特定建築物全体の耐震化率は、74.3パーセントで、市有建築物が約62.0パーセント、民間建築物が78.2パーセントです。

※特定建築物：本計画における特定建築物とは、耐震改修促進法第6条第1号及び第2号に掲げる学校、体育館、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム等の用途、規模等の建築物をいう。

イ 市有建築物

- ・市有建築物は、254 棟で、その内、昭和 56 年以前のものは、147 棟です。
- ・市有建築物全体の耐震化率は、55.1 パーセントです。

表— 2 耐震化の現状

区 分		昭和 57 年以降 ①	昭和 56 年 以前 ②	②のう ち耐震 性有③ (推計)	耐震性 有 ④(推 計) (①+③)	合計 ⑤ (①+②)	耐震化 率 ④／⑤
民間建築物		26,183 棟	18,758 棟	6,190 棟	32,373 棟	44,941 棟	72.0%
市有建築物		107 棟	147 棟	33 棟	140 棟	254 棟	55.1%
住 宅		21,057 棟	15,722 棟	5,188 棟	26,245 棟	36,779 棟	71.4%
特 定 建 築 物	市 有	27 棟	44 棟	17 棟	44 棟	71 棟	62.0%
	民 間	176 棟	49 棟	0 棟	176 棟	225 棟	78.2%
	合 計	203 棟	93 棟	17 棟	220 棟	296 棟	74.3%

3 耐震改修等の目標の設定

- ・東海地震、東南海・南海地震及び首都直下地震に関する地震防災戦略（中央防災会議決定）において、10年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させることが目標とされ、改正耐震改修促進法に基づく基本方針で示された目標を踏まえ、住宅及び特定建築物の平成27年度における耐震化率の目標は90%とします。

(1) 市有建築物等

- ・庁舎、学校等の市有建築物及び病院については、災害時において市の庁舎では被害情報収集や災害対策指示等が行われ、病院では災害による負傷者の治療が、学校は避難場所等として活用されるなど、多くの市有建築物等が応急活動の拠点として活用されることとなります。
- ・このため、利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点から市有建築物等の耐震性が求められるとの認識のもと、耐震化の整備方針、整備目標等を定めるとともに、主要な市有建築物について整備プログラムの策定を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むものとします。

(ア) 整備方針

- ・市有建築物の耐震化は、特定建築物及び震災時に応急活動の拠点となる建築物等を優先的に整備するものとします。特に、特定建築物のうち、防災上重要な建築物である復旧拠点施設及び救援・救護施設については、優先的に整備するものとします。
また、その他の建築物については、建物の用途、構造耐震指標値（ I_s 値）、構造、規模等を考慮して整備を行うものとします。
- ・市は、主要な市有建築物について、整備目標、整備の優先度等を踏まえ、耐震診断及び耐震改修の整備プログラムを策定するものとし、国の助成制度等を活用して、計画的に耐震診断及び耐震改修を実施するものとします。

(イ) 整備目標

- ・特定建築物については、平成27年度までに概ね全ての施設の耐震改修を行うことを目指します。

(ウ) 整備の優先度

- ・市有建築物の整備は、建築物の耐震性等を考慮して対応するものとし、整備対象施設は、次のとおりとします。

なお、施設全体の配置、事業工程の状況や、当該建築物の用途、利用形態等により、整備の優先度を適用しない場合があります。

①構造耐震指標値（Is 値）が著しく低く、地震の振動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊の危険性が高い建築物とします。

②構造耐震指標値（Is 値）が低く、地震の振動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊の危険性がある建築物とします。

(エ) 整備プログラム

- ・主要な市有建築物の整備は、整備目標、整備の優先度等を踏まえ、整備プログラムを策定し、計画的に耐震診断及び耐震改修を実施するものとし、ます。

(2) 民間建築物

- ・民間建築物に関わる地震対策は、建築物の所有等が自己の責任において、自らの建築物の安全性を確保することが原則であり、耐震改修促進法における特定建築物の所有者は、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修を行うよう努めなければならないとされています。
- ・市は、こうした所有者の取り組みをできる限り支持するという観点から千葉県耐震改修促進計画及び本耐震改修促進計画に基づき、住宅及び特定建築物の所有者等に対する啓発、知識の普及、情報提供及び耐震化の支援等、民間建築物の耐震改修等を促進させる施策を推進し、設定した住宅及び特定建築物の耐震化率を目指します。

4 市有建築物の耐震化の情報開示

- ・市は、主要な市有建築物について各施設の耐震診断を速やかに行い耐震診断及び耐震改修の実施状況等について情報（所在地、施設名称、耐震診断の有無、耐震診断の結果等）を公表するものとし、ます。

第3 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針

- ・市は、主要な市有建築物の整備プログラムを策定し、耐震診断及び耐震改修等の計画的な実施を行うとともに、建築関連団体と十分な連携を図り、住居及び特定建築物の所有者等に対する啓発、知識の普及及び情報提供を行い、民間建築物の耐震診断及び耐震改修等の促進を図るものとします。
- ・市は、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じるものとします。
- ・住宅及び特定建築物の所有者等は、建築物の地震に対する安全性を確保することとともに、その向上を図るよう努めることが必要です。

2 耐震診断等の促進を図るための支援策の概要

- ・市民に対し建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について普及啓発に積極的に取り組むとともに、耐震診断及び耐震改修等の補助制度と国の税制（耐震改修促進税制、住宅ローン減税）を活用しながら、建築物の耐震改修の促進を図っていくものとします。

(1) 建築物耐震関連補助制度の活用

- ・住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修等の国及び県の補助制度を活用し、耐震診断及び耐震改修の支援を図ります。

(2) 耐震診断及び耐震改修等を行いやすい環境の整備

ア 専門技術者の養成・紹介体制の整備

- ・県では建築関連技術者（建築士等）を対象とした講習会を開催し、専門家を養成し、登録している。
- ・市は、市内の建築士のうち講習会修了者の登録を行い、耐震関連技術者名簿を作成し、市民等に対し耐震改修を行う技術者の紹介に活用します。

イ 専門家・技術者向け、市民向け講習会の開催

- ・建築物防災週間等の各種行事やイベントの機会をとらえ、建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性について普及啓発を図ります。

ウ 市民が安心して耐震改修に係る相談及び工事の実施ができる環境整備

- ・市内の設計事務所、工務店、有識者及び建築物の耐震化に積極的に取り組む意識のある市民等により住宅の耐震化促進のための組織の構築を図り、市民が安心して耐震改修に係る相談、診断及び補強工事を行えるような環境を整備します。

3 重点的に耐震化すべき区域

- ・木造建築物が密集している地域で、震災時に建築物の倒壊や火災の延焼等により、大きな被害が想定される地域を重点区域として設定し、当該区域内にある建築物の耐震性の向上を図ります。

(1) 区域の設定

ア 設定基準

- ・建物密度：木造建物密度 30 棟／ha 以上
- ・老朽度：昭和 56 年以前の木造建物比率 50% 以上
- ・火災の延焼危険度：不燃領域率 50% 以下
- ・建物絶対量：木造建物棟数 50 棟以上
- ・設定単位：丁目又は、連担する街区

イ 重点区域の設定

- ・アで抽出された区域のうち、次の点を考慮して重点区域とする。
 - (ア) 造成の経緯
 - (イ) 「流山市地域防災計画—木造建築物の被害予測」における被害の大きい地域
 - (ウ) アの抽出基準の値を大きく超える地域

4 地震発生時に通行を確保すべき道路

- ・地震発生時において既存建築物の倒壊等により、震災時の救援、復旧、避難及び消火活動に必要な道路が閉塞され、諸活動の円滑な実施に支障をきたすことのないよう、地震時に通行を確保すべき道路として指定する道路は次の道路とします。

(1) 緊急輸送道路

ア 流山市第 1 次緊急輸送路

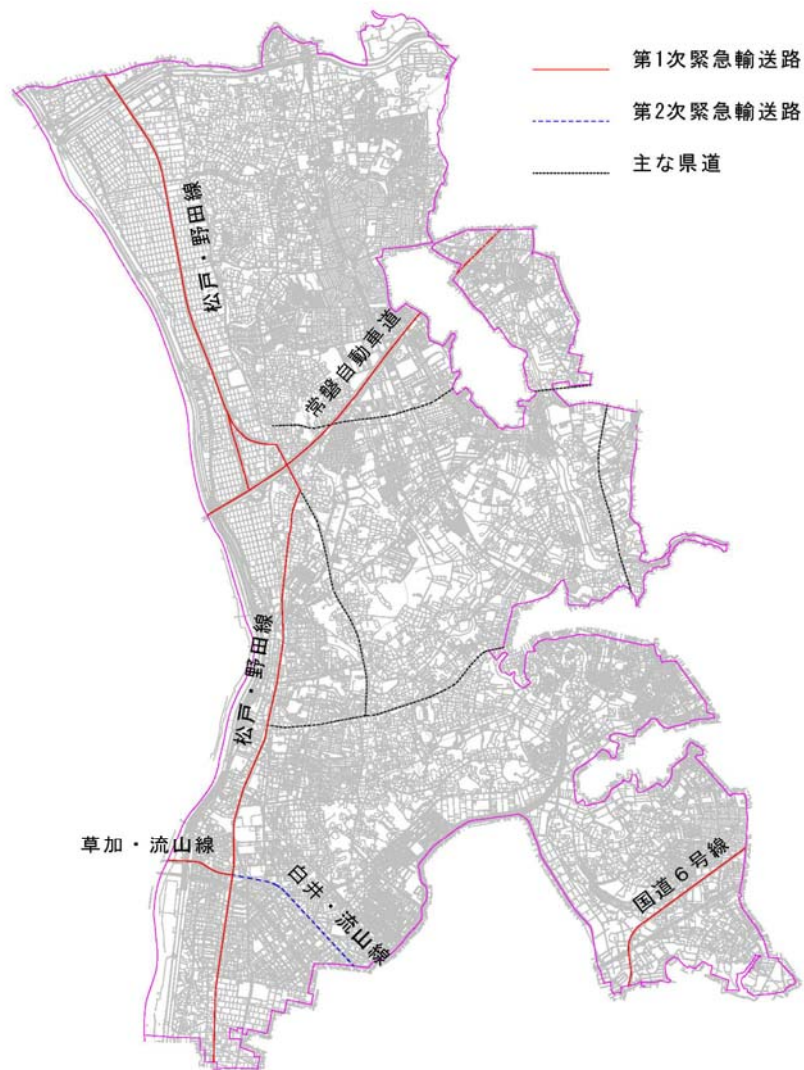
流山市地域防災計画において、災害時に市外から支援を受けるための広域的緊急輸送等を担う幹線道路

- ・常磐自動車道
- ・水戸街道（一般国道 6 号）
- ・流山有料道路
- ・松戸野田道路
- ・松戸野田線（県道 5 号）
- ・草加・流山線（県道 29 号）

イ 流山市第 2 次緊急輸送路

第 1 次緊急輸送路と災害活動拠点や避難拠点を連絡する主要道路

- ・白井・流山線（県道 280 号）



(2) 避難路

地域住人が避難場所等まで安全に到着するための市道及び県道

(3) その他

流山市地域防災計画において、市民の足となる道路交通を確保し、災害応急対策活動を迅速かつ効果的に推進するため、災害対策用緊急輸送道路として確保するものとされている道路

- ・ 第1次路線：被災地域へ通じる市道及び県道
- ・ 第2次路線：その他応急対策活動上緊急度の高い道路

5 重点的に耐震化すべき建築物

- ・ これまでの大地震において倒壊が著しい建物は築後相当の期間を経過した非常に重い建物（土葺瓦、土塗壁）であることから、これらの建物の耐震性の向上を図ります。



6 地震時の建築物の安全対策に関する事業の概要

（１）エレベータの閉じ込め対策

- ・ 建築物の高層化が進む中、震災時においてエレベータが緊急停止し、内部に長時間閉じ込められる事態が問題となっています。エレベータには建築基準法による報告が義務付けられており、千葉県と連携を図り、エレベータ設備に関する報告等の機会捉えて、所有者に対し、エレベータの閉じ込め防止対策を講ずるように指導するものとします。

（２）各種落下物対策

- ・ 地震発生時において、建築物全体の倒壊だけでなく、付属する看板や外壁、ガラス等が落下し、通行人等に被害を与えることがあります。このような被害を防止するために、千葉県と連携を図り建築基準法による定期報告等の機会を捉えて、建築物において落下の危険がある部分について、落下防止対策を図るよう促します。また、特に通行人が多いと考えられる場所は、建築防災週間等の際に所有者等に点検、改善を促すものとします。

(3) ブロック塀対策の推進

- ・地震時において、コンクリートブロック塀は、倒壊しやすく、通行人に危害を与えることや道路を塞ぐことがあります。市は、県と連携してパンフレットの配布等を通じて知識の普及に努め、危険なブロック塀の撤去や生垣への改修を推奨する等の改善指導を行います。

災害に強い街づくりのために!

— ブロック塀・石塀の正しい施工方法など —



○基礎を守らないで安易に造った塀は、地震時に容易に倒れ、道路をふさがり避難や救助・消火活動の妨げになるばかりではなく、人命を奪うことさえあります。

○高さを低くかつ正しく造ることを心がけ安全に配慮するとよいでしょう。



○生け垣などによる街並み形成を考慮することも良いでしょう。

— 千葉県 —



7 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策

- ・大規模地震等の発生に伴う崖崩れ等により、崖付近の建築物は著しい被害を受ける可能性があることから、危険箇所の調査を行い、必要に応じ危険予想箇所の所有者等に対し、擁壁、排水施設その他必要な防災工事を施すなどの改善措置をとるよう指導することとします。

8 耐震化の状況把握

- ・建築物の耐震化を促進するためには、耐震化の状況を把握する必要があります。そのため、市は、地域の住宅及び特定建築物の耐震化状況の把握に努め、定期的に県に報告するものとします。

第4 啓発及び知識の普及

1 地震ハザードマップの作成・公表

- ・市は、建築物の所有者等の意識啓発を図るため、発生のある恐れがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（地震ハザードマップ）を、原則として平成20年度までに作成し公表します。
- ・地震ハザードマップは、地震による揺れやすさや地域の状況に応じて、地盤の液状化や崩壊の危険性について、個々の建築物の所在地が認識可能となる程度に詳細なものにします。

2 相談体制の整備・情報提供の充実

（1）耐震相談窓口の設置

- ・県及び市はパンフレットの作成・配布や無料耐震相談会、講習会その他種々の機会を通じて、建築物の所有者に対して、耐震改修促進法の周知や助成制度の内容や手続きの紹介など、耐震性向上に関する啓発及び知識の普及に努めます。また、広報紙、ホームページ等を通じて注意喚起を行っていきます。
- ・県及び市は建築物の所有者等に対して耐震改修等の実施に関して必要な情報提供を行うとともに、各種相談を受け付けるための窓口として、耐震相談窓口を設置します。
- ・建築関連団体は、専門的な知識や個別具体的な内容について相談を受け付けるとともに、相談者に対して耐震改修等を行う技術者等を紹介するため、耐震相談窓口を設置します。

耐震相談窓口

設置場所	相談内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 千葉県県土整備部 建築指導課 ・ 千葉県出先機関 ・ 流山市都市計画部 建築住宅課 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震診断及び耐震改修等の仕組み ・ 耐震改修促進法に関する説明 ・ 耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の説明 ・ 耐震診断及び耐震改修の標準的な費用等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 住まい情報プラザ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震診断及び耐震改修等の相談先の案内 ・ 耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の案内等
<ul style="list-style-type: none"> ・ (社) 千葉県建築設計事務所協会 ・ (社) 千葉県建築士会 ・ 千葉県建築家協会 ・ (社) 日本建築構造技術者協会・千葉 ・ (社) 千葉県設備設計事務所協会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震診断及び耐震改修等の技術的内容に関する相談 ・ 具体的事例に基づく耐震診断及び耐震改修等の費用 ・ 耐震診断及び耐震改修等を行う技術者の紹介等

(2) 防災査察等の活用

- ・ 防災査察等の機会を活用して、県と連携を図り特定建築物の所有者に対し、耐震改修等に関する必要な情報提供を行うとともに、耐震改修等に関する意識の啓発を図ります。

(3) 所有者等に対する適切かつ幅広い改修・補強方法の掲示

- ・ 県及び市町村は、建築物の所有者に対して、経済的で実現可能な改修・補強方法や落下物・倒壊物対策の方法等、適切かつ幅広いメニューを掲示するよう、建築関連団体や建築技術者等に対して要請します。

3 パンフレットの作成・配布、講習会の開催等

- ・ 阪神・淡路大震災や新潟県中越地震では、古い木造住宅が大きな被害を受け、多くの尊い命が失われたところです。
- ・ 地震に強いまちづくりを実現するためには、建築物の所有者等がその耐震性を知り、必要な対策を取ることが大切であることから、耐震診断及び耐震改修等の必要性について、あらゆる機会を捉えて市民に周知していく必要があります、耐震化の促進に資する講習会や情報提供等を積極的に行っていくものとします。

(1) パンフレットの作成・配布等

- ・ 県及び市は、建築物の所有者等に対する耐震性向上に関する知識の普及、啓発を図るためパンフレットを作成し、耐震相談窓口や市町村窓口で常備し配布します。



- ・さらに、相談会、講習会等の場等を活用して、広く市民等に耐震化の必要性について周知するとともに、住宅性能表示制度や地震保険について情報提供していきます。
- ・パンフレットの主な内容は以下のものとします。
 - ・耐震性向上に関する注意喚起
 - ・耐震改修の方法の紹介
 - ・自己診断の方法
 - ・金物等の補強方法
 - ・家具等の落下・倒壊防止等、室内空間の安全確保の方法
 - ・寝室等、一部居室の耐震性確保の方法
- ・また、市は、特定建築物の所有者に対して、耐震性向上の意義を内容とするパンフレット（地震に備え、専門家による耐震診断を受けましょう（鉄骨造・鉄筋コンクリート造編）等）を、ダイレクトメールにより配布を行います。

（２）耐震相談会の実施

- ・市は、住宅の耐震化促進の一環として、大地震の切迫性と耐震化の必要性について市民の理解を深め、耐震診断及び耐震改修を促すために、「わが家の耐震相談会」を県及び建築関連団体等と連携して実施します。
- ・なお、耐震相談会の開催にあたっては、直接的な普及・啓発が重要なことから、戸別訪問、町内会の回覧板による周知、自治会組織の働きかけなどの協力を得て実施していくものとします。
- ・市は、「わが家の耐震相談会」をモデルとして、建築関連団体等の協力を得ながら、建築士等による無料相談会を実施し、建築物の所有者等の耐震化に関する知識の普及、啓発を図るとともに、各種相談を受け付けます。

あわせて、起震車を活用した大地震の疑似体験により、防災に対する市民意識の高揚を図ります。

4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導策

- ・耐震改修は、建築物の構造部材の補強のために内装工事を伴うことが多く、リフォーム工事にあわせ耐震改修工事を実施することは、所有者にとって経済的にも有効な方法です。
- ・市は、リフォーム工事にあわせた耐震改修の工事方法や新たな工法等を、パンフレットやホームページでより広く情報提供するとともに、安心してリフォーム工事を実施できるよう関係団体と連携し、住宅等の耐震改修の促進を図ります。

5 家具の転倒防止策の推進

- ・地震災害時に家具等の転倒による人的被害も多いことから、建築物の耐震化の推進とともに、家具等の転倒防止策の推進は重要な課題です。
- ・市は、パンフレットやホームページにより、家具等の転倒防止のための対策事例、対策用品等の情報を広く提供し、家具等の転倒防止策の促進を図ります。

6 自治会等との連携策・取組み支援策

- ・耐震改修の促進は、地域として耐震化の意識が高まることが重要です。また、災害時の避難や消火活動は、地域に組織された自主防災組織により自助及び共助の観点から行われることが最も有効であることから、自主防災組織の構成単位である自治会や町内会との連携のもと、建築物の耐震改修の促進に取り組むことが重要です。
市は、自治会や町内会の地域特性を踏まえた耐震化の促進のための相談会の開催やパンフレット配布等により、きめ細かく耐震化の促進を図ります。

第5 千葉県との連携

1 耐震改修促進法による指導・助言、指示、公表等の実施

(1) 優先的に指導等を行う建築物の選定方針及び公表

- ・震災時に応急活動の拠点となる庁舎、病院、学校等の建築物は、災害時の拠点施設の機能確保の面からも耐震化が必要とされます。
- ・さらに、地震の際に避難上特に配慮を要する者が利用する幼稚園、保育所、老人ホーム等の建築物は、災害時要援護者への対応の観点からも耐震化が必要です。

ア 優先的に指導等をする建築物の選定方針

- ・病院、学校等は、災害時の機能確保の面からも耐震化の必要性があるため、優先的に指導等をしていくものとします。次に指示対象となる幼稚園、保育所、老人ホーム等を優先して指導等をしていくものとします。
- ・指導等は、耐震化の計画が策定されていない建築物及び市が重点的に耐震化すべきとした区域の特定建築物を優先していくものとします。

イ 指導、公表の実施

- ・上記の方針により指導等をした建築物が、耐震診断及び耐震改修が行われない場合、県と連携を図り、所有者に耐震診断及び耐震改修に関する情報提供や十分な指導ののち、適切な期間を示して計画の提出を指示するものとします。
また、県又は市は、正当な理由がなく指示に従わなかった場合は、公表する旨を所有者に通知するものとします。指示に示した期間が経過しても、正当な理由がなく耐震診断及び耐震改修の計画がなされない場合は、公表するものとします。

(2) 公表方法

- ・県又は市は、特定建築物の所有者に対して、指導及び助言をするよう努めるとともに、指導に従わない者に対しては必要な指示を行い、正当な理由がなくその指示に従わなかった場合は、その旨をホームページ等により公表するものとします。

2 建築基準法による勧告又は命令等の実施

(1) 命令等の実施の方法、考え方

- ・ 県又は市によって指導・助言・指示等を行ったにもかかわらず、特定建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合において、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となる恐れがあると認められる建築物については、建築基準法による勧告や命令を行います。

第6 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1 関連団体との連携

- ・ 県、市及び建築関連団体が情報交換を密に行い、連携して耐震診断及び耐震改修等の普及・促進に取り組んでいくものとします。

(1) 千葉県建築防災連絡協議会

- ・ 地震時の災害に備え、県及び市の緊密な連携のもとに、建築物に関する防災対策、地震対策の総合的、計画的な推進を図るため設置されています。
- ・ 県内で策定された耐震改修促進計画の周知徹底及び計画推進のための連絡調整、市町村耐震改修促進計画策定に関する連絡調整を行い、耐震化を促進していきます。

(2) 千葉県特定行政庁連絡協議会

- ・ 県内の特定行政庁によって組織され、特定行政庁相互間における連絡調整と緊密化を図り、もって建築行政の円滑な運営を図るために設置されています。
- ・ 県内所管行政庁における指導、助言、指示、公表及び特定行政庁における建築基準法による勧告又は命令に関する意見交換や連絡調整に努め、既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進していきます。

(3) 千葉県建築設計関連五団体連絡会議

- ・ 千葉県内にある建築関連団体（(社)千葉県建築設計事務所協会、(社)千葉県建築士会、千葉県建築家協会、(社)日本建築構造技術者協会・千葉、(社)千葉県設備設計事務所協会）において組織されています。
- ・ 当会議を通じて、耐震診断及び耐震改修実施に対する協力体制の整備等を依頼し、円滑に耐震診断及び耐震改修が行われるようにします。

(4) 千葉県耐震判定協議会

- ・ 学識経験者等により構成されており、耐震診断及び耐震改修計画について、その妥当性について判断している第三者機関です。
- ・ その判断結果は、各所管行政庁の認定判断の参考にされており、速やかな妥当性判断により、円滑な耐震診断及び耐震改修を行える環境を整えています。

2 その他

- ・本耐震改修促進計画を実施するに当たり、必要な事項は別途定めるものとします。